

浜松市カーボンニュートラル推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、「浜松市カーボンニュートラル推進協議会（以下「協議会」という。）」と称する。

(目的)

第2条 協議会は、地域内外の企業・団体・研究機関、行政等が一体となり、ニーズ・シーズのマッチングやワーキンググループ・研究会活動等を通じて、新たな脱炭素関連技術やサービス、プロジェクトの創出など、グリーン・イノベーションの取組を進めることで、浜松地域のグリーントランスフォーメーションを実現することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 企業間連携を図るための交流会及び企業間マッチング支援
- (2) プロジェクト創出に向けたワーキンググループ・研究会活動
- (3) プロジェクトの実証・実装事業
- (4) カーボンニュートラルに関する情報発信、セミナー
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 協議会は、第2条に掲げる目的に賛同し、カーボンニュートラルの実現に意欲のある企業や団体、有識者、大学等研究機関、金融機関、行政機関等で構成する。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、浜松市長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

(顧問)

第6条 協議会には、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、協議会の活動に対して助言を行う。

(運営委員会)

第7条 協議会には、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、協議会における活動内容等について協議を行う。
- 3 運営委員会は、事業者や団体、有識者、大学等研究機関、金融機関、行政機関等の中から会長が指名した者により構成する。
- 4 運営委員会には、委員長を置く。委員長は、会長が選任し、運営委員会を招集し、議長を務める。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、浜松市産業部カーボンニュートラル推進課に置く。

(入会及び退会)

第9条 協議会へ入会を希望する者は、書面により事務局に入会申込みを行うことで、会員となることができる。

2 協議会からの退会は、書面により事務局に申し出ることで認められる。

(事業年度)

第10条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第11条 本規約において定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、運営委員会において定める。

附 則

この規約は、令和5年8月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。